

介護サービス提供体制確保事業のお知らせ

概要

○介護サービス事業所等における通常のサービス提供時では想定されない感染防止対策や人材確保等に必要なかかり増し経費等を補助します。

対象要件

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）
- ② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ③ 神奈川県又は市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等
- ⑤ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等
- ⑥ 通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所
- ⑦ 感染者が発生した介護サービス事業所等の利用者の受け入れや当該事業所等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所等

対象費用

- 緊急時の介護人材確保に係る費用（割増賃金・手当、帰宅困難職員の宿泊費等）
- 職場環境の復旧・環境整備に係る費用（事業所等の消毒、清掃費用、衛生用品の購入費用等）
- 一定の要件に該当する自費検査費用
- 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用
- 通所系サービスの代替サービス提供のための費用（代替場所や利用者宅への旅費等）
- 連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用（雇用にかかる費用、割増賃金・手当等）

その他

- 令和3年4月1日以降に発生した経費が対象です（遡及可）。
- 申請期間や本事業に係る詳細な内容については、ホームページの掲載内容をご確認ください。
- 本事業に関する問い合わせについては、ホームページ記載の問合せ先までお願いいたします。